

消防本部、指令センター等及び消防署所における 災害対応機能の維持に係る非常用電源の確保に関する調査結果

消防庁では、「平成 27 年 9 月関東・東北豪雨」及び「台風第 21 号」の影響により地方公共団体の庁舎において停電が発生し災害対策機能に支障が生じる事例がみられたことから、消防本部、指令センター等（指令センターを有しない 119 番受信施設を含む。）及び消防署所（以下「消防本部等」という。）が設置されている庁舎における非常用電源の確保状況等について調査を実施しました。

この度、消防本部等における平成 27 年 10 月 1 日現在の非常用電源の確保状況等について、取りまとめましたので公表します。

本調査結果を受け、本日、消防庁では、非常用電源が未設置もしくは災害への対策がとられていない消防本部等について、必要な取組を進めるよう通知を発出いたします。

1 調査対象

消防本部：749 本部

指令センター等（指令センターを有しない 119 番受信施設を含む。）：801 施設

消防署所：4,857 署所

2 調査基準日

平成 27 年 10 月 1 日

3 調査内容

- (1) 浸水想定区域内に消防本部等が設置されている庁舎の状況
- (2) 非常用電源の設置状況
- (3) 非常用電源の災害への対策状況
- (4) 非常用電源の使用可能時間

4 調査結果の概要（別添資料参照）

以下のとおり、非常用電源が未整備の消防本部等や、災害時に非常用電源が適正に稼動しないおそれのある消防本部等がみられた。

- 非常用電源については、消防本部では 34 本部（全消防本部のうち 4.5%）、指令センター等では 25 施設（全指令センター等のうち 3.1%）、消防署所では 651 署所（全消防署所のうち 13.3%）が未整備

- 非常用電源が整備されている消防本部等であっても、発災の際に浸水のおそれがあるにもかかわらず非常用電源の浸水対策がなされていない消防本部等が、消防本部では 91 本部（非常用電源が整備済で浸水のおそれのある消防本部のうち 32.9%）、指令センター等では 103 施設（同 34.8%）、消防署所では 746 署所（同 52.1%）

5 消防庁の対応

本調査結果を受けて、本日、消防庁では、各消防本部において以下の取組等を進めるため、各都道府県消防防災主管部長に対して必要な助言等を行っていただくよう通知を発出。

- 非常用電源設備の確保を図ること
- 非常用電源については浸水や揺れに対する措置を講ずること

■調査結果の概要については、消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>)に掲載しています。



(連絡先) 消防庁 消防・救急課
吉村課長補佐、西羅係長、港事務官
Tel 03-5253-7522 (直通) Fax 03-5253-7532

消防本部、指令センター等及び消防署所における 災害対応機能の維持に係る非常用電源の確保に関する調査結果

調査の概要



○調査目的

消防庁では、「平成27年9月関東・東北豪雨」及び「台風第21号」の影響により地方公共団体の庁舎において停電が発生し災害対策機能に支障が生じる事例がみられたことから、消防本部、指令センター等及び消防署所において、庁舎等における非常用電源の確保状況等について調査を実施したものの。

○調査実施者

消防庁

○調査対象

消防本部：749本部

指令センター等(119番受信設備含む)：801施設

消防署所：4,857署所

○調査基準日

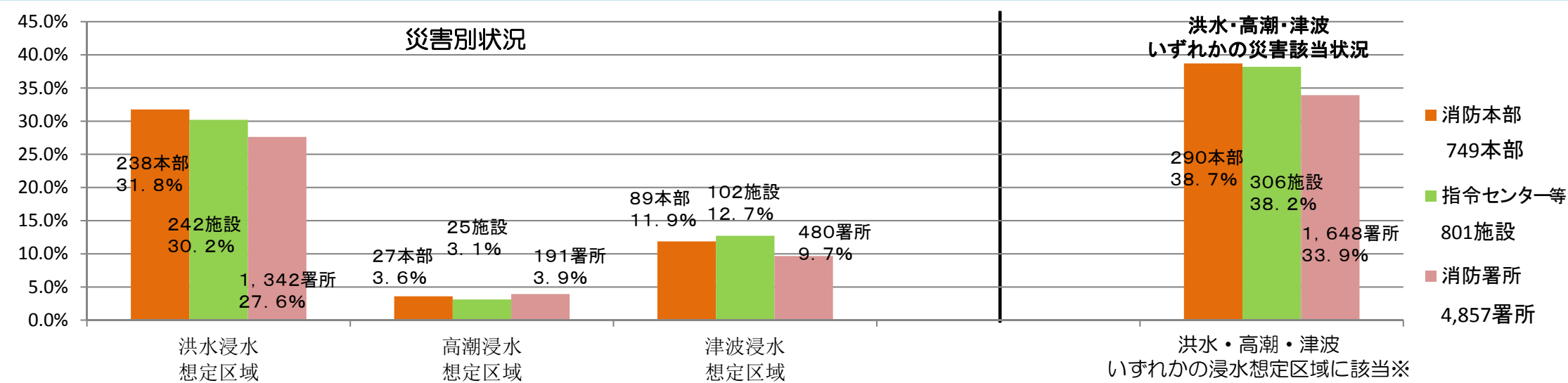
平成27年10月1日

○回収率

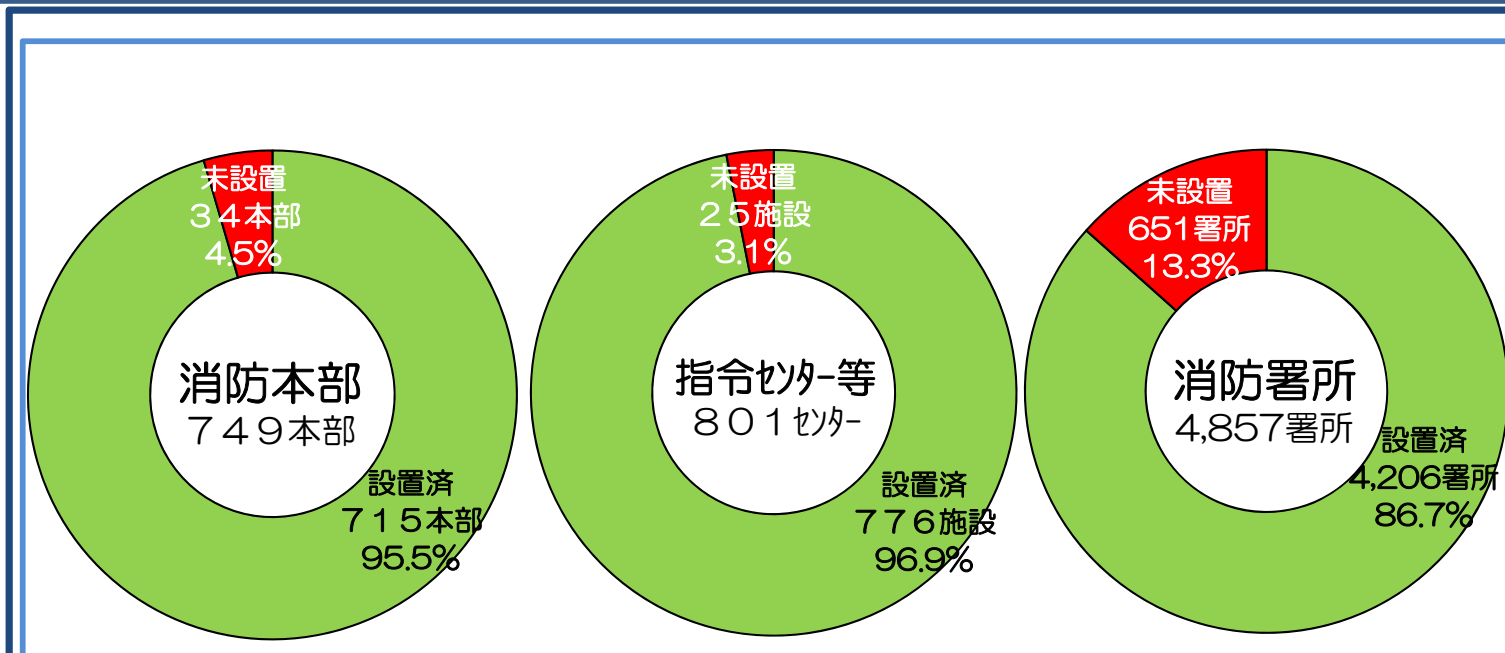
100%

1 浸水想定区域内に消防本部、指令センター等及び消防署所が設置されている状況

○消防本部、指令センター等及び消防署所のいずれも約3割が浸水想定区域内に設置されている。



2 非常用電源の設置状況



○非常用電源は、

消防本部では
34本部 (4.5%) が未設置

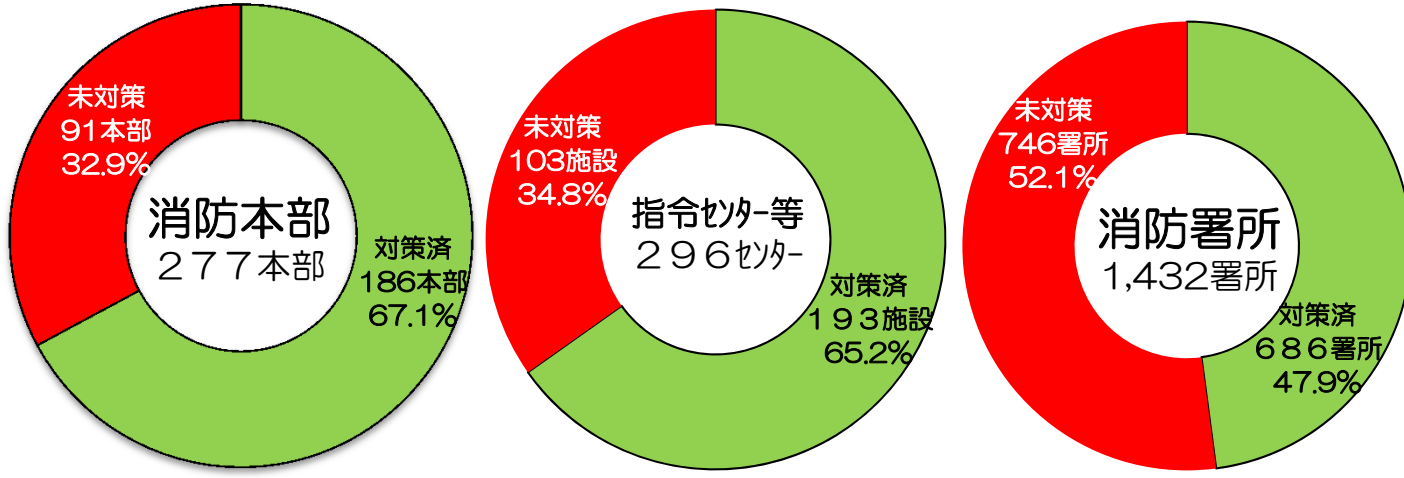
指令センター等では
25施設 (3.1%) が未設置

消防署所では
651署所 (13.3%) が未設置

3 非常用電源の災害への対策状況

浸水対策

※非常用電源を設置済で、かつ発災の際、浸水のおそれがある消防本部、指令センター等及び消防署所が対象



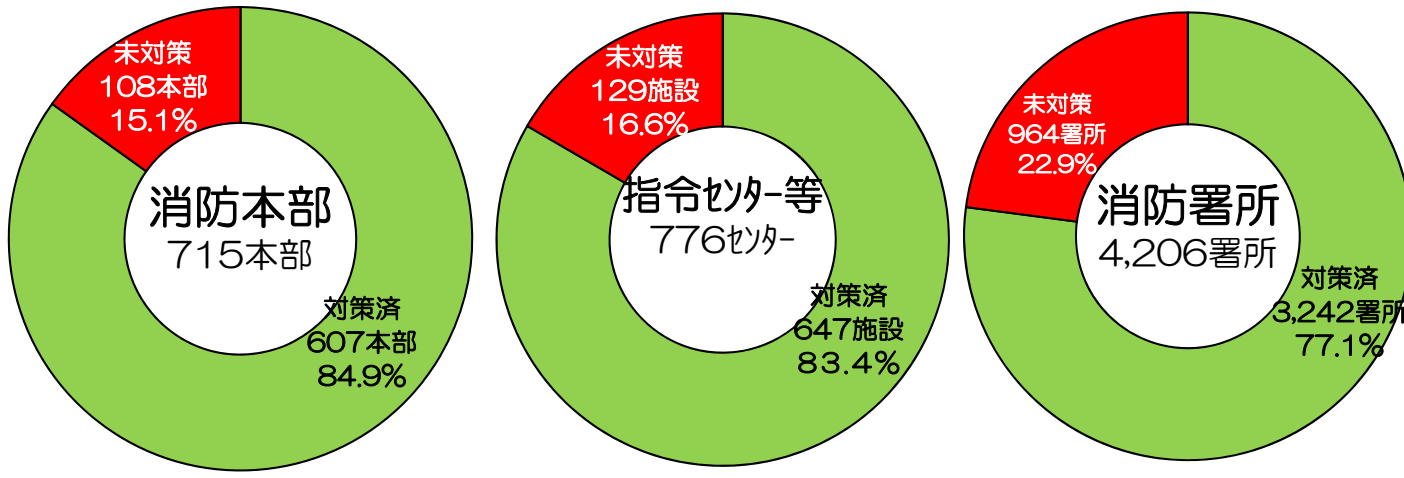
○非常用電源を設置済で、かつ発災の際、浸水のおそれがある消防本部、指令センター等及び消防署所のうち浸水対策をしていない消防本部、指令センター等及び消防署所は、

消防本部では91本部 (32.9%)
 指令センター等では103施設 (34.8%)
 消防署所では746署所 (52.1%)

- 水害の主な対策としては、
- ・想定浸水深より上部に設置
 - ・水が入らない構造の部屋に設置
 - ・浸水防水板または土のうを準備などがみられた。

地震対策

※非常用電源設置済と回答した消防本部、指令センター等及び消防署所が対象



○非常用電源を設置済と回答した消防本部、指令センター等及び消防署所のうち地震対策をしていない消防本部、指令センター等及び消防署所は、

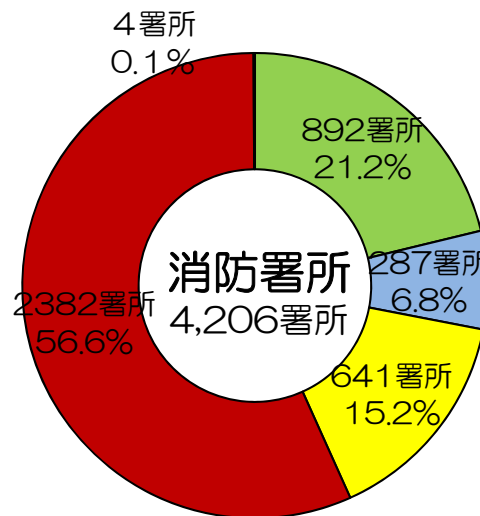
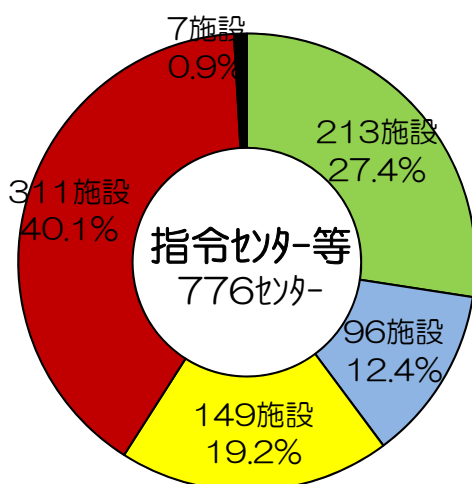
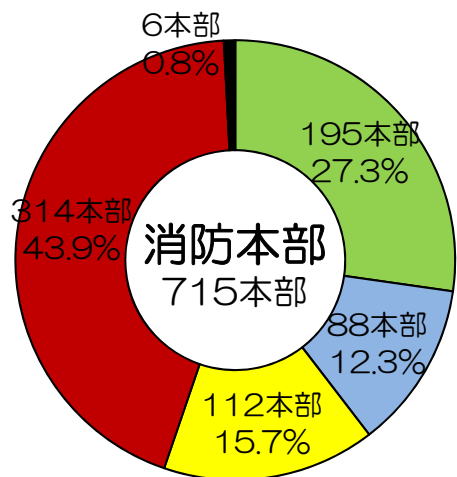
消防本部では108本部 (15.1%)
 指令センター等では129施設 (16.6%)
 消防署所964署所 (22.9%)

- 地震の主な対策としては、
- ・建物が耐震化済で、発電装置等が転倒防止措置済
 - ・屋外にアンカーボルト等で固定し設置などがみられた。

4 非常用電源の使用可能時間

非常用電源の使用可能時間

※非常用電源設置済と回答した消防本部、指令センター等及び消防署所が対象



■ 72時間以上 ■ 48時間以上72時間未満 ■ 24時間以上48時間未満 ■ 24時間未満 ■ 不明

○非常用電源の使用可能時間は、

消防本部では**24時間未満**の消防本部が**314本部** (**43.9%**) で最も多い。

指令センター等では**24時間未満**のセンターが**311施設** (**40.1%**) で最も多い。

消防署所では**24時間未満**の消防署所が**2,382署所** (**56.6%**) で最も多い。

5 非常用電源の適切な確保について

消防力の整備指針

【23条】

消防本部及び署所の庁舎は、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点としての機能を適切に発揮するため、十分な耐震性を有し、かつ、浸水による被害に耐え得るよう整備するものとする。

2 消防本部及び署所に、地震災害及び風水害時等において災害応急対策の拠点として機能を適切に発揮するため、非常用電源設備等を設置するものとする。

3 (略)

未設置の消防本部は、非常用電源設備を早急に設置することが重要。

災害による停電時において、確実に非常用電源を稼働させるためには、揺れや、浸水に備えた非常用電源の確保が重要。

※非常用電源は緊急防災・減災事業債の対象事業

緊急防災・減災事業

施設等	・防災拠点施設	・防災資機材等備蓄施設	・非常用電源	・公共公用施設耐震化
	・防災行政無線のデジタル化			・消防救急無線のデジタル化
	・避難所において防災機能を強化するための施設			・消防団の機能強化を図るための施設
	・高機能消防指令センター（消防救急無線のデジタル化に併せて整備するものに限る）			等

非常用電源の使用可能時間について

- 一般に、発災後「72時間」を過ぎると要救助者の生存率が大きく下がるといわれており、この時間帯に地方公共団体の機能が低下することは致命的となるおそれがある。
- さらに、停電も長期化する場合もある。

平成27年台風第21号(与那国町) : 5日間で100%復旧
平成27年9月関東・東北豪雨(常総市) : 5日間で100%復旧
平成26年8月豪雨(広島市) : 7日間で約99%復旧
平成23年東日本大震災(東北電力管内) : 8日間で約94%復旧

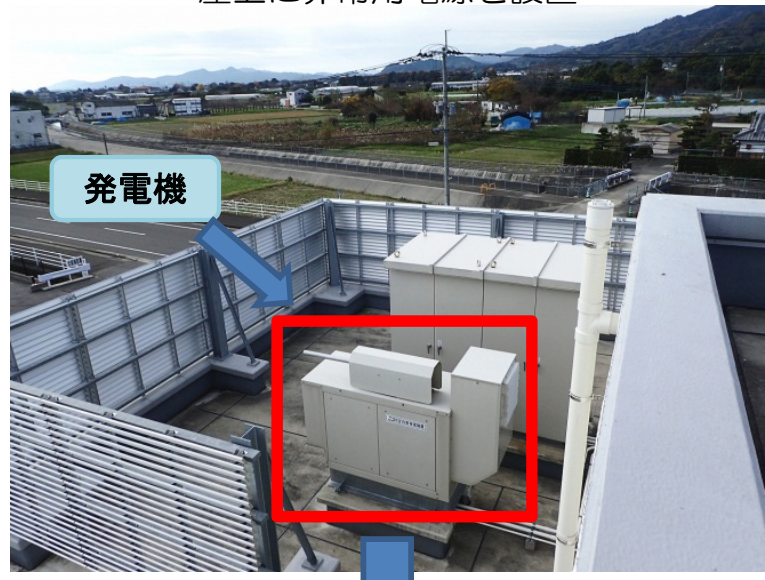
○人命救助の観点から重要な「72時間」は、外部からの供給なしで非常用電源を稼働可能とする措置が望ましい。

○停電の長期化に備え予め燃料販売事業者等と協定を締結しておくなど、1週間程度は災害対応に支障がでないよう準備することが望ましい。

6 参考（非常用電源等の災害対策について）

浸水に対する対策例

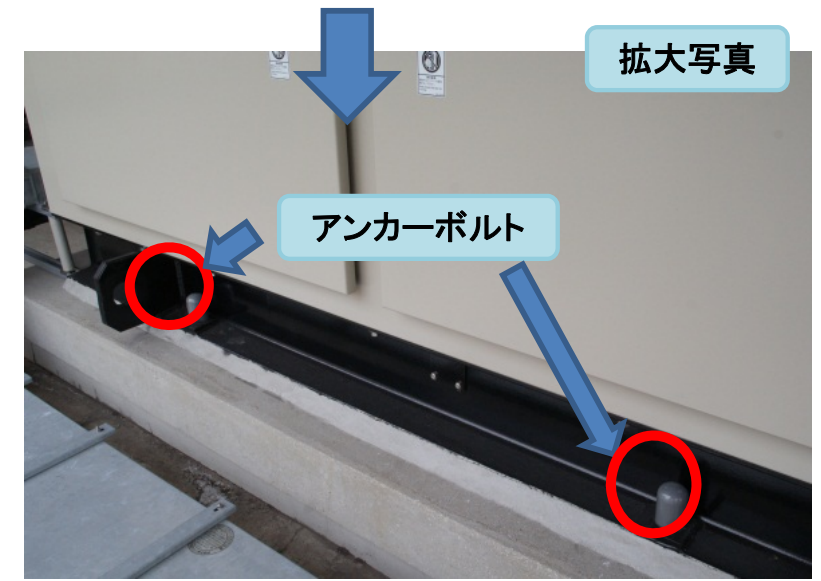
屋上に非常用電源を設置



提供：佐賀広域消防局

地震に対する対策例

耐震化されている建物内にアンカーボルトにて固定



拡大写真

提供：尼崎市消防局